

1962年度第3回直野湾市議会定例会会議録

1. 1962年10月9日第3回直野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	8番	石田 英正	15番	宮城 盛昌
2"	比嘉 定亮	9"	安里 安明	16"	宮里 敏行
3"	天久 盛雄	10"	又吉 正弘	17"	伊佐 貞寿
4"	安次富 盛信	11"	石川 繁	18"	中里 幸助
5"	石川 真六	12"	大川 昇	19"	武島 行男
6"	仲村 春果	13"	伊佐 真得	20"	仲村 盛光
7"	稻嶺 正康	14"	仲村 喜永	21"	古波藏 清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	8番	石田 英正	15番	宮城 盛昌
2"	比嘉 定亮	9"	安里 安明	16"	宮里 敏行
3"	天久 盛雄	10"	又吉 正弘	17"	伊佐 貞寿
4"	安次富 盛信	11"	石川 繁	18"	中里 幸助
5"	石川 真六	12"	大川 昇	19"	武島 行男
6"	仲村 春果	13"	伊佐 真得	20"	仲村 盛光
7"	稻嶺 正康	14"	— — — —	21"	古波藏 清次郎

5. 欠席議員は次の通りである

14番 仲村 喜永

6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席した者は次の通りである。

市長 仲村 春勝 助役 呉 屋 真 徳 収入役 仲村 春 松
 総務課長 松川 正 義 財政課長 当山 全 喜 経済課長 沢し 安一
 建設課長 桑江 良 徳 水道課長 奥里 将 俊

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅、伊佐正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 会期の決定について。

” 2. 会議録署名議員の決定について。

” 3. 市長施政方針発表。

” 4. 各部課別の業務、予算説明。

9. 会議の顛末

議長 出席(17名)であります。よつて市町村自治法第53条により議会は成立致しましたので、ただいまより第3回直野湾市議会定例会を開会致します。

(午前10時45分) 直ちに会議を開きます。

議長 日程第1. 会期の決定につて、お諮り致します。

” 暫休憩致します。(10時54分)

” 再開致します。(午前11時)

10番 今回の案件を見た場合全部重要な案件でありますので、10分間にしたがひ。

(賛成と呼ぶ)

議長 ただいま10番より、本会期は10分間とした旨の御意見でございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

” 御異議がないものと認め、本会期は本日より10月18日までの(10分間)と決定致します。

” 日程第2. 会議録署名議員の決定について、お諮り致します。

3番 会議録署名議員は議長の指名に1任する助議を提出します。

(賛成と呼ぶ)

議長 ただいま3番より会議録署名議員は議長の指名議員とする旨の助議が提出され、所定の賛成者がありましたので、助議は成立致しました。

お諮り致します。助議のとほり議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がないものと認め、左様決定致します。

では議長より指名致します。2番 比嘉 定亮、19番 武島 行男の
両議員にお願い致します。

議長 暫く休憩致します。(午前11時4分)

” 再開致します。(午前11時5分)

” 4番 安次富盛信、13番 中里幸助議員の出席を報告致します。

” 日程第3、市長施政方針発表をお願い致します。

市長 市政報告と今後の努力目標

いかにすれば、我が宜野湾市を健全に発展せしむる事が出来るかという事は、その自治行政を担当する者が常に考えなやみ、又努力を続けねばならない事でありまして、それには先ず市の実体をじっくりと見つめてその政治、経済、文化の総ての面を通じて常に時代の進展に伴つて、その立地条件を市民の福祉向上のために最高度に生かして行く事が最も緊要な事であると思ひます。

想うに戦後の宜野湾市は、その全面積の47%が米軍用地として接収され、しかも市の心臓部ともいふべき中央部の宜野湾平原が米軍飛行場に使はれたために、市内の道路、排水等の原形は全く失われ、市民の大部分は新に住宅地を求めて生活の建て直しをしなければならない事になり、しかも残された僅かな耕地で戦前の様に農業のみ営んではその生活を維持することが到底不可能な状態になつたのであります。

それに代つて、幸か不幸か市内には多くの軍施設が設立する様になり、おかげで耕地を失つた多くの労働者はこれ等の軍作業にきゆう収され、なお、他市町村からも軍作業人や実業家が市内に流入する様になり、普天間から1号線沿いに真栄原に至る地域には基地をバックにした外人商社や、サービス業を始め、各種の商工業が民間企業として、爾後の新のよりに著しく進出し、人口も戦前の1万4千人から今月では3万を突破する様になり、全く都市的形態を呈する市がい地を形成する様になつたのである。

そこで市民の生活として真先に困つたのが、水の問題や学校教育の問題

道路、排水の復旧建設等でありまして、敗戦後の10数年間はほとんど市民生活の建て直しの面に大きな努力が注がれて来たと思います。

しかしながら、4.5年前から前記の様な我が宜野湾市の発展ぶりではどうしても緊急に都市計画を行う必要があるということが市民の与論となりましたので、1959年に建設課を新設して、その計画を進めて来たのであります。

来1960年5月には、都市計画法の適用を受ける市として指定を受け、1961年11月には日本建設省の浜田氏(課長補佐)を迎えて市内を一巡して、その診断をしてもらい1962年3月には市昇格の申請を行い1962年5月30日には政府の都市計画審議会において市全域を計画区域にする事に決定されたのである。

なお、去る5月には日本建設省から2人の都市計画専門の技官を招へいして、15日間宜野湾市の都市計画についてあらゆる角度からしん重に検討を加えその立地条件にマッチした計画を策定した次第であります。これから今回の指導助言を十二分に生かして、我が宜野湾市が名実共に市としての発展をつける可なり一層の努力を続けて行きたいと思ひます。

そこで先ず私の市政に対する基本的態度を申し上げます。

- (イ) 市民の与論に基づいた民主的行政運営による市の建設。
- (ロ) 本市の置かれた立地条件の認識の上に立つて都市、農村の一体的振興を図る。

2. 本市の当面する諸問題解決促進。

- (イ) 都市計画の継続実施。
- (ロ) 土地測量の継続推進。
- (ハ) 消防庁舎の建設。
- (ニ) 行政区画の整理。
- (ホ) 役所機構の充実を図る。
- (ヘ) 各種産業の振興策を図る。
- (ト) 教育の振興と施設の充実を図る。
- (チ) 社会福祉事業の充実を図る。

(リ) 労使協調と失業対策。

(ヌ) 以上の様な事項がスムーズに執行され、その成果を上げるにはどうしても市議会の皆様や市民各位の深い御理解と御協力を得なければなりませんので、今後共な御一層の御支援と御協力をたまわりますようお願い申し上げます。

1962年10月9日

宜野湾市長 仲村 春勝

議長、暫休憩致します。(午前11時20分)

” 再開致します。(午前11時25分)

” 目程4、各課別の業務、予算説明に入ります。

” 総務課の方からお願い致します。

総務課長、では総務の方から御説明申し上げます。

総務課の現在の業務の総括的内容から一応説明申し上げます。総務課の中には庶務係、社会係、援護係、戸籍係、住民世話係と5つに分れております。(条例の33Pを御参照願います)

*庶務の分掌事務は企画調査、庶務一般、行政法令事務、人事、消防に別れております。

庶務の方は4名であります。この4名はどの業務でも出来るような方法で使っております。あまり小分すると職員としての融通性がなくなると、又たれがどういう状態であつても、これだけの職員では充分に出来るという線にもつて行つた方が良いという意味で、職員配置をしましては、~~た~~れもが、どんな事務でも必要に応じてどんどんやつて行くというにしてありますので、小さい区分の何ははつきり分限してありません。

この4名の中には、電話交換が1人で3名が~~総務~~たる職員であります。社会係の方が、社会福祉、保健衛生、移民、労働行政に区分され、この方が4名、援護関係の方が3名、住民世話係の方が登録証明と住民登録の2つに分けありますが、証明関係の方が2人、住民登録関係の証明係が1名、登録事務の方が5名、戸籍の方が5名、消防が1名、運転手1名

名、してい、給仕2名であります。

次は予算関係に入ります。

*議会費について。

1目議員報酬について、これは議員としての職務に対する給与であります。(条例64P宜野湾市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例)参照願います。

* 3目の旅費について、これは職務に従事した場合の費用弁償であります。それから条例第3条、3号の支給方法は2つの方法があります。条例第3条、1号による通常の方法と、同条3号による郡島外に出張を命ぜられた場合の支給方法があります。(56Pを参照願います。) 2目4目は専任職員が1人おりますので、それに対する給与と手当でございます。

* 5目の需要費であります。これは議会全体としての一般需要費であります。

各節を御説明致しますと、1番多いのが食糧費となっておりますが、これは議会活動をする場合において、皆様方が緊急に審議しなければならぬ時又長期にわたって重要案件を審議をする場合、等一般的の雑用的の食糧費であります。

次に多いのは、印刷製本費であります。ガリバンではなくて製本をする場合等の費用として計上してあります。

借料及損料について、これは議会活動における車の借上料であります。例えば陳情等が来た場合現場調査をしなければならないとか、又先程議事日程にありました市内地域財産状況の視察とか、短時間で多くの資料を集めるという時にも、ある程度機動性がなければならないという意味から計上してあります。

備品費について、議会活動、議会事務、その他の備品であります。例えば図書、議員章といったものであります。

負担金について、今回の更正予算が追加されておりますが、現在は沖縄市町村議会議長会と中部地区議会議長会に加入しております。

中部地区議長会は中部地区なりに地域全体の向上発展を計るという意味において、各市町村の議長が議会を代表して定例会、臨時会を開いて各市町村^で独自解決出来ない問題を取り上げて審議検討をし、なお重大で解決出来ないのは全島議長会に提案してその意志決定をさせる。
又全島議長会も趣旨は同じであります。

これが一つの接渉団体、研修団体として地方自治に関する諸問題解決に当るという意味から組織されたものであり、この二つの会に対する負担をしております。

* 中部議会事務研修会は議会事務局職員を中心にして、年3回の定例会を開いて各々の市町村の議会において問題になつた点、あるいは法令上の疑義等を政府と一諾になつて研修していくという様なものである。以上議会関係は終ることになりますが、御質疑ございませんか。

* 次は役所費に入ります。

1日職員給について、これが人件費の主であります。現の職員平均給が46\$である。細部については予算書の付記を御覧になれば良くわかりになると思います。

* 諸手当一条例に規定された時間外特殊勤務手当、期末手当^等であります。期末手当の額は100分の200であります。

支給方法は(49P)宜野湾市職員の給与に関する条例によつて、8月12月の二回^分わけて支給しております。

* 需要費^{報償費}—これは専門委員会、諮問委員会等に対する謝礼金であります

賃金—住民の実態をはあくして行くため、毎年1回実態調査をしており、その調査員の費用であります。

食糧費—これは役所一般のちやがしまかない料であります。

印刷製本費—市公報、条例の加条等の刷製本費であります。

公報は市のありかた、今後市としてどうすべきか、又議会活動のありかた、結果等を市民に知らせめるということで、3世帯1部づつ配布しております。

* 交際費—現段階においては市昇格もして一番大切な時期であり、ど

うしても外部との接渉が必要である、市当局と議会が一体となつて今後の市発展のためにあらゆる角度から接渉をしなければ出来ないのでその交際費であります。

* 維持修繕費。これは庁舎の維持修繕費であります。

* 研修費。これは職員の資質向上を計るための研修費であります。

* 職員厚生費。職員の体育向上を計る意味のもので、中部地区の各市町村対この野球、パーレイボール等を催して、御互に職員としての親ばくを計っている。これには市の代表して出場致しますので、これに対する補助育成であります。

* 負担金。これは執行面の立場での会。前に申上げた議長会と趣旨は同じある。中部振興会とは、市町村長、議長、農協長等のメンバーで組織されその中に中部市町村長会がふくまれている。

議長。 17番 伊佐貞寿、5番 石川真六議員の出席を報告致します。

総務課長。 * 消防費について。

* 職員給は、報酬と給料にわかれております。この方は運転手以外は皆な兼任でありますので。

現在の所員中の消防活動はどこにもひきは取らないが、夜間の活動が心配であります。精神的な重責をおはされておりますので、夜間については、今後検討しなければならぬと思つております。手当は条例に基づく職務手当であります。

* 報償費。これは消防行政、災害等に対し特に功績けんちよであつた一般の方々、あるいは隊員の方々又消防の場合には緊急災害の何んでありますので、他市町村の消防隊も応援に来ますので、これに対する謝礼等であります。

* 2項1目の施設費について。

これは民政府から援助を受けましたので、今度是非建設したという事で計上されております。

議長。 午前の日程はこれを以つて、終ることに致します。午後は1時30分より再開することに致します。(休憩 11時58分)

議 長、再開致します。(午後1時42分) 全員出席

” 午前に引続き総務課長の予算説明をお願いします。

” 13番中里幸助議員都合により早退す。

総務課長、では午前に引続き予算の説明を続けます。

* 5款1目扶助費について。

貸金—リパツク物資の配布人夫貸であります。この人夫は職安を通し使っている。

借料及び損料—生活扶助者が直接配布物資を受けて自宅まで持ち運ばねばならないが、生活保護の目的から考えた場合どうかと思っておりますので、~~送~~市が車を借りて各部~~宛~~くま~~宛~~運搬しております。

消耗品費—これは被扶助者及び生活困きゆう者に対し、正月、ぼんの場合におちや、リ—メン等をおくつている。

該当者は約600名位であります。

* 2目の災害救助費について。

繰かえ金—ぼうふう等で食物、建物に被害があつた場合、政府からの救助金が来るまでの立かえてあります。

特に災害を受けた場合、例へば火災、水災等にあつた場合救助の必要が認められた時に一応立かえをする。

手当—これは予測出来ないものと出来るものがありますが、例えば、災害防止、台ふう等の場合救助活動をしななければならないので、これに対する手当であります。

* 社会事業費について

児~~ど~~う福し~~き~~費—これは良く勉強し良くあそぶ様にといい、市単独ではわずかの補助であります。政府補助が60~70%位あります。

支給の方法は補助規定に基づいてやつております。

報償費—これはその週間にちよんで子供達の考えを表現するため、昨年からの市の全児~~ど~~うに対して図画、作文のコンクールを実施しておりますので、入~~賞~~者に対する賞金であります。

消耗品費—これは宣伝まく代と困きゆう児~~ど~~う対し1人10~~〇~~から15~~〇~~位

のい問品を差上げております。

る人福しー社会のためにつくされたので、精神生活を豊かにするという意味で今年度は280\$計上してあります。

* 身体障害者福し費の扶助費について、これは身体障害者の職業習得に入所するときの市出身者に対し少しでも援助しようと思ひまして計上してあります。

* 精神病者保護費～身元不明者の場合、市町村長が保護義務者となつておりますので、それ等に対する被服、給食、授業、移送費であります。

* 行路病し人取あつかい費繰かえ金について、

市の地域で身元不明の病人、し人が出た場合市長は保護義務者になつており、政府からそれに対する費用はきま^まので、これの一時立かえてあります

* 共同ほ^だ費～身元不明者のし人等で引取人がいない場合、市町村長はまい^まい^まの義務がありますので、その費用を計上してあります。

* 社会教育費について～教育委員会があるが、法で規定されていない以外のものである。幼稚園、保母の講習等の助成を計るためのものである。

* 移民対策費について、報償、食糧費は講座の場合におけるちやがレ代と、講師に対する謝礼金であります。

奨助費については、移民する方々に対し、1戸当り10\$位げき^き助するという意味で差上げております。又車の借上料はその場合の荷物を運搬して上げたいと思つて計上してあります。

* 労働対策費の講座費について、食糧費は講師に対する接待であります
調査費～市の住民でどうい^う状態^でどうい^う仕事^{につ}いて^いるか、又市内でどの様な仕事をしているか、市外で働いている人の状態等を調査するために計上してある。

* 負担金及補助金について、補助金～1,630\$これは、市青年会、市婦人会、市体協、市社会福し金庫という民主団体に対する助成である。

* 負担金～予算書の付記に説明された団体に対し負担をしている。

* 保健費～これは付記を御覽になれば良^くお^わかり^だと思ひます。

手数料は、ワ反、レントガンの場合市民からは取らないで、市が持つて^いる。

選挙費については、追加更正予算の説明の場合に一語することに致します
* 市昇格記念行事費について、これは7月12日から10日間の市昇格に
ちなんでの市全体の行事として、すむに執行済みであります。
必要であれば、その明細書をプリントにして配布したいと思ひます。
以上もつて、総務課の業務並びに予算の説明を終ることに致します。

議長暫休憩致します。(午後3時)

” 再開致します。(午後3時5分)

” 次は経済課の方をお願いします。

経済課長、では業務の方から説明申し上げます。

経済課は農務、水産、商工業の進行を計るための業務を担当してあります、
職員が現在7名で、その内1人は統計職員、これは政府の補助で統計庁の
指示で仕事をやっておりますので、実質的には6名であります。

* 産業経済～第1次産業、第2次、第3次産業から分類したとき、第1
次は小さくなつてあります。第2次、第3次産業が大部分を示め、第1
次産業は56年～23年であり、外は第2次、第3次産業で示められてい
る。第3次産業が急に発展している。

軍の基地経済に依存しているために軍の施策にえいきようを受けている。
我々から見ると、もろい経済構造と思ひますが、そのえいきようを少しで
も少くするよう第1次産業の立てなおしに力を重点的においているが、第
2次産業も起す事によつて住民の新しい職場が見出されると思ひ、第1次
第2次産業を重点的に奨励して行かなければならないと思ふ。

農業問題であります。工場が復活して農家の経済も良くなりつつありま
したが、最近さとうの自由化がさげばれ又不安な問題が起つてきつつあり
ます。この問題は政府の方、全農民を上げて出来るだけ止する様な方
法にしたいと思ひますが、万一それが出来なければ、農民がいくらかでも
打げきをさけるためには生産費を安くして、安くなつても立拵出来る様な
体制を固めさせる事が必要である。それに対して2、3年前からけいも
うもやつている。

商工業～軍に依存が多いが、オフリミツやAサイン取上等もあり、現在3

8件取上げがあり、せんせん恐ろである。それに対しては全体的に大会等も持つて軍に接渉している様であります。これも市の経済に相当ひびいて来ますので、今後各方面と協力して出来るだけこの様な不安をなくしたいと思う。これを以つて経済課の有り方を申しのべましたが、次は予算の説明に入ります。

* . 7 款 産業経済費について .

1 項の産業振興費～視察費～最近中城、北中城当りでは、イモのバヨラス病がふえつつあり、当市の野嵩、喜友名でも見られるが、これがどんなに恐ろしい病気であるか又中城村北上原にハワイから新しい品種のフタが来ておりますが、こういつた何にを区長さん方に見てもらうための視察費として計上してあります。

* . 講習会費～報償費～これは中部の普及事務所の4ヶ市町村の担当普及員、農改1人、生改1人が市におりますが、普通勤務時間では集りも出来ないで夜間等を利用しますので、その場合の謝礼という意味で計上してあります。又後の50 \$は商工業等も近代的なサービスが必要でありその講習会を計画しておりますので、講師への謝礼金であります。

* . 病害 防除費～補助金～これは農薬購入の場合の半額補助である。

* . 5 目の委託費～これはまさりけのないもみを取るために3ヶ年毎に委託しておりますので、その費用でございます。

* . 7 目の賃金～これはフタコレラ、予防注射や場合の人夫費である。食糧費はじゅう医さん方のまかない料である。

* . 10 目の補助金～これは農業資材購入の場合半額補助をしている。毎年補助規程によつて5月10日までに申請するようになっておりますので、この分を計上してあります。

* . 11 目の補助金～これは農協から金を借りてその利子は市が負担している。

* . 12 目の補助金～この補助は規程にもとづいてやつている。

* . 14 目の補助金～これは特別のもを除いては本年度で解消出来ると思つております。

* . 16 目の委託費について、これは口だけでは指導出来ないで、普及員

が技術的に作って、農家に手を取って、又目で見せる^といた様な指導をする計画であります。

* 18日の委託費について、これは前の議員さん方も本土の農業を視察してもらいましたが、本土においても果じゆ^もを奨励しておりますが、市としてもシークワザ、パパヤ、パンシロー等のなえ木を作って配布し^て農家の需要をみた^さげたいと思います。

議 長 . ただいま4時であります。後暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議
ございませんか。(異議なし) ^{議事録が所収の2ページを折返し見ると}

経済課長 . 19日の委託費について、これは主にブタのし料になつてゐるが、5,000頭が2,400頭位に減つております。これはキジ作のため、イモ作が少なくなつたためと思つておりますので、新しいイモの品種^も出ておりますので、各農家に種イモを配布してなえを作る様にしております。

* 2項の共進会～報償金～これは賞金と審査員に対する謝礼金であります

* 3項の生活改善費～消耗品費～これは生改善員が4名おりますので、団体等の講習会用の材料代であります。

* 4項市場費について、

長らく電気が入らなかつたが、9月下旬になつてから入り又水道も最近になつて入りました。

建物も一応完了致しましたが、現在開店はわずかしかないが、他は使用許可を取つて契約されております。

農産物の市場は敷地も未だ整備されておられません。これは周^りが建築中であるので、

以上もつて経済課の業務、予算の説明を終ることに致します。

議 長 . 暫(休憩)致します。(午後4時21分)

” 再開致します。(午後4時28分)

” 以上をもつて、本日の日程を終ることに致します。なお、明日は午前10時より再開することに致します。

明日は財政課長さんの説明からまくことに致しますので、時間におくれな
いように願います。

” 散会(午後4時30分)